研究プロジェクト開始に伴う個人情報管理責任の遵守について

本学医学部カリキュラムの中では、学生が自分で考え、適切な行動、問題解決能力を身につけるために、可能な限り患者さんの診療情報に触れることが許されている。

一方、医師には患者さんの個人情報を守秘することが義務づけられており（「守秘義務」）、正当な理由なく、これを外部に漏らした場合には、刑法上の罰則が課せられる。

将来医師となる医学生が研鑽のための臨床実習に際し、患者の個人情報に触れる場合にも、当然、守秘義務は発生する。このことは、すべての大学及び病院に義務づけられており、大学学則の「学生の個人情報管理責任」にも記載されている。

しかしながら、守秘義務に違反する軽率な行動がしばしばみられている現状がある。問題となるのが、学生が「問題」とは気づいていないと推測される下記のような事、あるいはそれに準ずる行為である。これらの行為は、本学病院を受診される方あるいはそのご家族の気持ちを傷つけ、また一般の方からも、本学では個人のプライバシーに対する配慮がないと不安や不信の声をもたれる。

ついては、以下のような具体的な注意例を参考にし、個人情報管理の責任を遵守するよう、ここに注意する。

[具体的な注意例]

１.研究活動（院外の実習も含む）で知り得た患者さんの個人情報を公共の場所で話さないこと。

例：バス、電車、路上、飲食店など。

東京女子医科大学の内部のエレベーター、売店、化粧室、食堂（職員食堂にも外部の利用者がいます）なども含まれる。

２.患者さんの個人情報が記載されているものは慎重に取扱う。患者さんの個人情報の含まれない症例検討の用紙（カンファレンスの症例、担当患者さんのまとめレポート）等、「匿名化」された情報であっても不用意に破棄したり放置したりせず、注意深く保存するか、棄却する場合にはシュレッダーにかけるなどの取扱いをすること。

３.電子カルテ上の患者さんの個人情報の電子媒体への保存、さらには院外への持ち出しは厳禁。

４.電子カルテ上の診療録および検査結果の印刷は禁止する。

５.原則として自身の担当患者さん以外の電子カルテ上の情報にはアクセスしないこと。

６.本学病院の医療記録管理室規定・運用細則を熟知し、遵守すること。　等

教務委員会

教務委員長　殿

私は「研究プロジェクト開始に伴う個人情報管理責任の遵守について」を読みました。

個人情報管理責任を遵守し、実習を行うことをここに誓います。

年　　月　　日

学籍番号：

氏　　名：

年　　月　　日

東京女子医科大学病院長　殿

研究プロジェクトに際しての個人情報保護に関わる誓約書

私は、東京女子医科大学病院（以下「病院」という）において研究活動を行う場合、および活動終了後においても、次の個人情報保護に関わる事項を遵守することを誓約いたします。

１.個人情報保護に関わる法令および病院における規定・ガイドラインを遵守し、守秘情報・個人情報の保護を行います。

２.研究活動等で知り得た守秘義務・情報資産について流用・漏洩しないこと、および故意に患者および病院に損害をかけないことを誓約します。

３.研究活動終了後においても、研究中に知り得た個人情報について第三者への開示または漏えいにつながる行為は一切いたしません。

４.情報セキュリティー上の事件・事故やそれに準ずる出来事を発見した場合には、速やかに事実関係を診療個人情報保護責任者（医療記録管理室長）に報告します。

５.上記各事項の誓約に違反した場合または患者および病院に損害を与えた場合は、停学、退学を含む相当処置を受ける場合があることに同意します。

学籍番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿